## 日生協企業年金基金(DB)加入者の皆さまへ

# 2022年10月からiDeCo(個人型DC)のルールが変わります



これまでは企業型DCの加入者がiDeCo(個人型DC)に加入することは、 企業型DC規約に定めがない限りできませんでした。

2022年10月より法令が改正され、原則として企業型DC規約の定めがなくともiDeCoの加入が可能となります。

(加入要件:企業型DC掛金とiDeCo掛金が月払いであること。企業型DCのマッチング拠出を利用していないこと。)

## 2024年12月から法令がさらに変わります



2024年12月以降、iDeCoの拠出限度額が変更され、55,000円から DB掛金相当額と企業型DC掛金額を差し引いた金額まで(上限2万円 まで)拠出できるようになります。

※DB掛金相当額、企業型DC掛金額の水準により、iDeCo 拠出額が減少・停止となる場合があります。

### 日生協企業年金基金のDB掛金相当額は以下のとおりとなります。

| 加入している制度       | DB掛金相当額 |
|----------------|---------|
| 第1制度加入者        | 4,000円  |
| 第1、第2制度の両制度加入者 | 19,000円 |

#### 当基金の制度のみ加入者がiDeCoに加入する(している)場合

第1制度加入者は、55,000円-4,000円=51,000円 第1、第2制度の両制度加入者は、55,000円-19,000円=36,000円

となるため、法定限度の20,000円がiDeCoの掛金限度額となります。

- ※ 基金のDB掛金相当額は5年に一度実施する基金財政再計算の際に算定し直すことになっています。今回ご案内する金額は2025年3月末までの適用となります。 2025年4月1日から適用される掛金相当額は、2025年2月の代議員会で決定した後に皆様にご案内いたします。
- ※なお、他のDB制度、企業型DC制度に加入している場合は、各々の掛金(相当)額を含めて 計算する必要があります。詳しくは、所属している生協または制度を運営している信託銀行、 生命保険会社等にお問い合わせをお願いします。